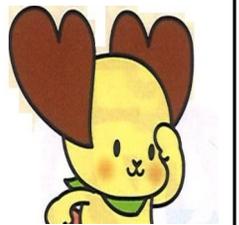




発行 長崎県高等学校教職員組合 7850-0013 長崎市中央2丁目2番5号 長崎高教組会館 (095)-827-5882 Fax (095)-826-2976 編集責任者 佐藤真一郎 購読料 一部10円 組合員は組合費を含む メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp



高教組「職場に余裕を与え、ゆきとどいた教育を」 中崎新教育長「向いている方向は同じ」



狩野教育次長(左)鍛冶執行委員長(中)中崎新教育長(右) 4/7 高教組会館にて

4月7日 新長崎県教育長の中崎謙司氏が、長崎高教組本部(長崎市中央2丁目)に就任の挨拶に来ました。新教育長は、「教育分野の諸課題について、現在勉強中」としながらも、財政課・広報課・校問題を扱った記事の

文化観光国際部長の経験を生かし、教育の諸問題に取り組みたいと語りました。教育長の就任時の訪問は、ほんの数分なので、執行委員長は、全国紙が特集している学校問題を扱った記事の切り抜きを封筒に入れて、教育現場の実態を伝える準備をしていました。中崎新教育長は、挨拶も早々に「意見の違いはあるかもしれないが、向いている方向は同じだと思う。高教組の意見をお聞きしたい」と伝え、中崎教育長からは「大石新知事からも『県内人口減少について、どのステージにおいても教育が絡む』

と鍛冶執行委員長との意見交換が30分間行われました。組合とは春闘交渉と賃金確定交渉の2回しか、教育長自ら、現場の教職員の声を聞く機会はありません。この日の意見交換は、ひじょうにレアなケースで、想定外のことでした。鍛冶委員長からは、部活動業務を抱える学校の実態を伝えるとともに、「教職員の業務を減らし、教職員の数を増やして、職場に余裕を与え、ゆきとどいた教育を子どもたちに還元すべきだ。そのためにも教育予算はしっかりと確保してほしい」と伝え、中崎教育長からは「大石新知事からも『県内人口減少について、どのステージにおいても教育が絡む』

続けてきたことが、行政のトップに届き、教育長から高教組と「向いている方向は同じ」という言葉を聞くことができるようになりました。これからも、現場の多くの教職員から信頼を得て、長崎県の教育現場に希望を届けたいと思います。

19年度に長崎市の公立高校で起こったハラスメント事案に対して長崎市教育委員会の対応を不服とし、20年度3月に訴訟を起こした裁判は6回に及ぶ陳述書のやり取りを経て、22年3月24日に裁判所から和解勧告が提案されました。長崎高教組は、組合員である原告(佐藤書記長)を支援する立場をとり、経過を見守っています。裁判では、訴訟の発端となった長時間の叱責と管理職を前にして「なぐってやるるか」という暴言について、被告側弁護士は「業務指導上の適切な範囲だった」とし、ハラスメントにはあたらないと反論しています。また、原告が職員会議で、「ハラスメントまがいの行為が横行している状態を是正してほしい」と管理職に対し要請したことについては「教職員全員を前にした行為者に対する『吊し上げ』を行った」とあくまで原告に非があったと反論しています。このように、ハラスメントが関わる訴訟では、その行為自体をハラスメントではなかった。つまり、ハラスメント行為を正当化する典型的なパターンがあり、長崎市教育委員会の弁護側もそれを踏襲して反論しています。原告によれば、「ふいに始まった長時間の叱責に対し、証拠になる音声データはないものの、当時、原告と同じ立場にいた学年主任も同様のハラスメントを受け、管理職に相談しています。また、行為者が担当していた『ハラスメントまがいのコーチングを是正してほしい』と市教委や当時の校長に相談をしています。行為者に対しては、行方不明になっています。行方不明にする多くの苦情に、市教委は実効的な方策を取らず、現場に対処を任せ、結果的に行為者を指導できませんでした。校長とそれを監督する立場の市教委の責任を明らかにしたい」と話しています。今後は和解を目指すべく、双方がテーブルにつくことになりました。和解条件について原告は弁護士と共に打合せをしていき、その中で原告は「全教職員にとって最大のメリットが得られるように、最後まで闘おうと思っ

ハラスメント訴訟和解勧告 原告は職員会議で“吊し上げ”を行った

「職場環境の改善を求め、ハラスメントを訴えた被害者側の希望は無視され、被害者加害者をその年の年度末の人事で異動させる。そのような不誠実な決着方法に、組合員だけではなく、多くの教職員や退職教職員から憤りの声が届き、後押しになっていきます。人事は教職員にとって大きなライフイベントといってもよいものです。このような人事権の濫用は受け入れられないという立場を崩さず、この訴訟に取り組んでいきます。」と話しています。暴言は明確にハラスメント行為に含まれる行為の一つですが、指導中に感情を制御できない教職員の中には「自分の持つ生まれたい性格だから、直らない」と高をくくり、管理職の注意や指導に「自分は信念を曲げなかった」と武勇伝のごとく、語る者もいます。私たち教職員は、子どもたちの成長を見守る仕事をしている以上、教職員自身も自らを省みて、成長するのを願ってやみません。

まもなくメーデー 強いのは弁護士より労組



信任していただき難うございます。期待に応えることができる

職場の声や思いをもとに

岡山執行委員(諫早商業)

	組合に加入する場合	組合に加入しない場合
もめごと	使用者は話し合いに応じなければならない。 正当な理由なく拒否すれば、違法「不当労働行為」労働組合法7条2号	使用者は話し合いを拒否できる。 弁護士に依頼しても無視されたり、拒否されることもある。 労働者の個人負担で法的措置をとることになる。
賃上げ	法的根拠に縛られずに、労働者の権利向上のための自由な要求が可能	弁護士に依頼して、法律上の根拠があれば、可能。
使用者批判のチラシ配布・インターネット発信	可能 労働組合が実施する正当な宣伝行動に対して、使用者は損害賠償を請求することはできない(労働組合法8条)。刑事上の処罰を課すこともできない(労働組合法1条2項、刑法35条)。	リスク有 使用者から損害賠償を請求されたり、威力業務妨害(刑法234条)や強要罪(刑法223条)に該当するとして処罰されたりするリスクがある。

今泉 義竜弁護士による

5月1日はメーデーです。労働組合加入の意義を考えてみましょう。昨今は、いざとなったら、組合ではなく弁護士に依頼する労働者が多くなっているようですが、組合は、労働者にもっと推奨されるべき選択肢です。

組合運動に、縁のない方が多数になり、現場でなかなか声を上げるのも大変なのが実際のところですが、まず

よう、全力で努力します。本部役員になるにあたって心掛けていけるのは、職場の声や思いをもとに活動をつくるということです。組合の中心は職場であり、本部の

役割は、職場の悩みや困っていることを掘り起こし、吸い上げることで、吸い上げることで、職場では、新人事評価が導入され、新しい評価の作成が始まっていますが、今後、色々な

と問題点が具体化することでしょう。それらを集めて県教委と協議し、この制度の害悪を少しでも除けるよう、努力したいと思えます。今、組合は変わりつつあります。数が減って

いるということがまずありますが、よい面での変化もたくさんあります。楽天的かもしれないですが、組合は必要です。本来は楽しいものです。多少のつまづきがあろうとも



は、働く上での基礎知識として、労働組合や労働者にどんな権利が認められているのかという基本的なところを押さえます。労働組合と使用者は対等な関係で、憲法28条が保障する労働三権

- (1) 団結権
- (2) 団体交渉権
- (3) 団体行動権

を持っています。上の表では労働者個人が弁護士に依頼して解決する方法と組合に加入して解決する方法を現場の具体例をあげて、比較しています。実際には弁護士よりも組合が強い力を持っています。ことがわかります。困りごとがあれば、長崎高教組をもっと活用し、解決していきましょう。

組合と県教委の合意事項は個人にとどまらず、他の教職員にも適用されるのです。

必ず前に進むと、私は確信しています。組合が元気になり、すべての職場が楽しく働けるものになるよう、微力ですが頑張るつもりです。よろしくお願います。

正しい情報を有効な方法で伝える

ネット上の右傾化 v s 市民活動 久米執行委員(島原工業)



多くの民間保険や共済はこの時期に勧誘販売を強化し、多忙な教職員の貴重な時間を奪っている。

全教共済の優位性を示そう

多額の民間保険や共済はこの時期に勧誘販売を強化し、多忙な教職員の貴重な時間を奪っている。迷っている教職員がいれば、全教共済の優位性を示そう。

た、全教共済と比較するように声をかけてください。比べれば、全教共済の優位性

シヨンを進めていけるのではと思っております。数を増やす活動が必要なのはもちろんです。

そんな中で活用していかねばならないのがICT化です。組合の世代別構成比率からすると、苦手な分野なのかもしれませんが、ICT化は功罪様々で、中には否定的な考えを持つ方もいらっしゃるでしょう。しかし、今後若い人に引き継いでいく中では避けては通れない部分でもあります。功を活かし、罪をできるだけ減らしながら推進していくつもりです。

急激なICT化の中で、その事に負担感を感じている先生方も多いかと思えます。授業の役に立つのであれば、ICT化は歓迎すべき事かもしれませんが、ただ、使うことだけを求められて、負担だけが増えるのならば意味がありません。今後求めがあれば、教研などのノウハウの伝達や、

がわかります。各分会でのパンフレット・チラシの配布については組合員のご協力にて感謝しています。ありがとうございます。

困りごとへの相談も受けられるのではと思っております。

そんな中で、危惧している事があります。実はネット上の意見は右傾化しやすく、例えば組合による市民活動は、ネット用語で「プロ市民」と揶揄される言葉が使われていたり、ニュースのコメント欄には、否定的な意見が多く見られます。また、昨今の世界事情から、核保有を容認する意見や、好戦的なコメントも見られます。

高校生を含む若い世代は、ネットへの接触時間が長く、また無垢であることから、ネット上の世論に流されやすい傾向にあり、数人の高校生にヒアリングしたところ、かなり影響を受けていると感じます。このことから、正しい情報を有効な方法で発信していくことも、今後大変重要な活動ではないかと考えています。

信任していただき、ありがとうございます。期待に応えることができる

組合は、